

## 『武家諫忍記』評の成立過程

—加筆行為への注目から—

小田 真裕

はじめに

過去二期の「大名評判記」研究では、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』の評者像の解明が目指されてきた<sup>①</sup>。この成果をまとめた報告書所収の論考は、大名の評価基準に注目するもの、引用書物の分析を通じて学問的背景を探るものが多くを占めている。しかし、これらの考察は、「大名評判記」諸本の参照関係への配慮が不十分なため、各書独自の記載が明らかでない。つまり、その「大名評判記」の記述が編者の個性を反映したものか、他書の影響によるものかという点に関して留保が必要なのである。特に、諸本の存在が明らかでない段階で行われた『土芥寇讎記』に関する検討は、現時点から考えると史料批判が不十分だったと言わざるを得ない。

また、今年度の講義では、考察の多くが『武家諫忍記』を対象とするものだった。それらを通じて、同じ『武家諫忍記』という表題を掲げた諸本にも異同が見られること、と同時に数種の系統に分類が可能なことが明らかになった。しかし、語句単位での精緻な分析が為されたものの、誤記、意図的改変などの異同の質は十分に検討されていない。この点は、「大名評判記」に関して述べたことと同様に、各『武家諫忍記』独自の記載を判断することの困難さに起因する。今後は、『武家諫忍記』諸本の系統に関する研究成果を踏まえ、編者、写本作成主体それぞれの個性を検討することが課題といえよう。

そこで本稿は、異同の質を問う目的から、『武家諫忍記』評を素材に以下の二点を検討する。一点目は、新たに起こった出来事への注目である<sup>②</sup>。「大名評判記」作成と近い時期に起こった出来事の描かれ方に注目し、評者の同時代認識を探ることを目指す。具体的には、父祖や縁者の記載に注目する。

近年、大名・藩を扱った研究において、「大名家」という視角の有効性が提示されている。また、本稿と直接繋がるものではないが、近世後期から幕末期、過去の藩主や先祖が藩政の中で注目される動向が明らかになりつつある。本稿

では、父祖や縁者という「大名家」を構成する諸人格が、言及される文脈、目的に注目する。その際、本文での言及の有無に留意する。また、先述した『武家諫忍記』諸本の系統も考慮に入れる必要がある。本稿の基となった個別報告は、「通行本」・「異本」という差異しか考慮しておらず、質疑でも指摘されたように不十分な分析だった。ただし、この作業の主眼が他「大名評判記」との比較を通じて『武家諫忍記』原本評者像に迫る点にあること、評の内容に関して聖藩本の異質性が特に強調されていることから、本稿は講義の成果を踏襲する。厳密な諸本の差異を踏まえた考察は、今後の課題としたい。

検討課題の二点目は、『武家諫忍記』諸本の書写主体を明らかにすることである。諸本の系統については、筆者と同じ班に所属する黒須、綱川の成果に依拠し、「聖藩本・池田本・刈谷本ほか」という区分を採用する。現段階では、諸本の異同の質を考察することが重要な課題として挙げられる。本稿では、諸本で言及する対象の異同がみられる事例に注目し、新規の「愚評」が作成される過程を考察する。そして、その起因する理由、思想的背景に迫ることが目的である。

## 1 『武家諫忍記』と「大名家」

本節では第一回個別報告の内容をもとに、『武家諫忍記』評者の「大名家」観について検討する。【表1】は、同書における縁戚大名への言及をまとめたものである。他の「大名評判記」全てについて同様の検討を行っておらず、比較としては不十分だが、『武家勸懲記』と比して『武家諫忍記』は縁戚大名への言及が少ない。推測に留まってしまうが、『土芥寇讎記』や『諫懲後正』との比較でも同様と考えられる。

では、何故『武家諫忍記』は縁戚大名への言及が少ないのだろうか。理由の一つ目として、①言及しうる対象が少ない点が挙げられる。「大名評判記」では、新規の評を作成する時に、先行する類書に記された先代当主の記載が参考にされることが多い。例えば、『武家勸懲記』における土屋但馬守数直に関する記述は、子の土屋相模守源正直の評として、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』に転用されている<sup>③</sup>。『武家諫忍記』は初期の「大名評判記」であるが故に、参考にすることの出来る先例が少なかったはずである。とはいえ、後発の「大名評判記」も、先行する類書の記述を単に祖述していた訳ではない。それぞれの評者は、自身の思想に引き付けて読みかえを行っている。また『武家諫忍記』と異なり、『武家勸懲記』は戦国期の祖先にも言及している。①には留意しなければ

ならないが、やはり②評者の個性によるところは大きいと考える。『武家諫忍記』評の、父子関係の言及が主で、祖父以前への言及が皆無という点は注目すべき特徴である。

『武家諫忍記』を冠した諸本でも異同がみられる。この点に關しても、現時点では網羅的な比較を行っていないが、聖藩本は縁戚大名への言及が少ないという特徴は確認できる。聖藩本は、今年度講義を通じて、その異質性が強調されており、時期的にも他の諸本に先行するとみられている。今後は、作成時期、評者の個性、写本作成者の個性といった点を考慮に入れて、諸本の差異を検討していく必要がある。

次に、言及の仕方の類型化を図る。【表1】の事例は、以下の四種類に分類することが可能である。すなわち、①比較対象（京極、脇坂）②日標、理想像（紀伊光貞、上杉）③諫言、父の悪行を改める必要性への言及（松平清良、加藤、金森）④政事の後見を行っている点への言及（西尾）である。③で、諫言や悪行の改めがいずれも「孝」の具体例として挙がっている点は注目すべき点である。そこで、評者の「孝」観を考察する。

【史料一】【刈】 4 松平清良

凡、父之行跡ヲ改ルニ、是非ノ分別可有也、父善行ヲナスヲ改テハ悪行ト可成外ナシ、父之悪行ヲアラタムル時ハ、則善行ト可成、尤父ノ善行アラハ其僱用テ弥孝也、又悪ヲ改ルモ孝也、悪ヲ其僱用時ハ不孝ナラスヤ、是孝ノ大道也

これは刈谷本の記述である。本文では聖藩本、刈谷本ともに父に言及しているが、聖藩本の評は父に關して触れていない。

【史料二】【聖】 1 徳川光義（尾張）

其父ノナストコロヲ用行ヘシ、タトヘ又不義不行有則ハ善ニヨツテ可諫、若又亡タルトキハ三年ハ事ヲ改ムル事不可在、善ナル時ハ是ヲ用ヒテ親ノコトクニ可行ハ可ナリ

これは父に直接言及している箇所ではないが、聖藩本の評のみにみられる記述である。父の行跡について述べた刈谷本（【史料一】）と比較すると、刈谷本の方が大名の主体性を認めていることがわかる。しかし、両者には共通している側面もある。

【史料三】 9 安藤重貞

孝ハ天下国家ヲ治ルノ本也、重貞若年タリトイヘトモ、道ヲ知ル（ル脱）故孝（ヲ）専ニスルト見ヘタリ

※括弧内は、聖藩本の記述

治道における孝の重視、大名としての孝を論じている点は共通している。つまり、この二点は『武家諫忍記』の思想として諸本に敷衍することが可能な要素といえるのではないか。

次に、評者の「若将」観に注目する。「大名評判記」では、その大名がおかれた諸条件を加味した上で、大名評価が加えられる。その諸条件の一つが「評二曰、人必ス若老ノ違アリ」といったような、大名の年齢である。本文でも、評価を判定する基準の一つとして「若将」が明示されている。評も、その記述を受けて論を展開しているが、本文とは明確に態度が異なっている。

【史料四】 7 松平信綱

名将ハ若年ノ時（ノ時、脱）ヨリ老ニ及マ（マ、脱）テ違（事）ナキモノナリ（キモノナリ↓シ）

評者は、行跡を改めることによって善将になるという可能性を強調している。そして、若将の評価を保留する本文へ批判を加えている。

【史料五】 15 酒井忠朝

本文【刈】…文武ヲ不好、血氣之勇也、法義ヲ不守、若将タルニ依□行跡失多シ、民ヲ貪ル

【加】…文武ヲ不学、血氣ノ勇、未若年タレハ略ス

・ 評【刈】…若将タリトモユルスヘキニ非ス、三歳五才ノ人ナラントモ、豈将トシテハ其マ、スツルヘキヤ、教訓ヲナス人モナクテ、長シユクナラハ、法義モ不守ホトノ人ナラン、大ヒニ可禁

【加】…司タラン人、血氣ノ勇ヲイマシムル者ナリ、若タレハ愚ニヲハスラメ、血氣ニモヲハスラメ、是等ヲ家司ノ過トセン、コトニ民ヲ貪仕置等ノヨロシキニアラス、家ノ司タラン人、必是諫メヨロシキニモトツクヘシ、若又諫トイヘトモ不用ハ、愚将ト云ヘシ、此人ニカキルヘカラス

聖藩本のみ、家司の責務が明示されているという違いはあるが、共に、諫言の重要性から本文を訂正している点は共通している。この諫言重視という点を、『武家諫忍記』の思想の二つ目として指摘したい。その際に根拠となっているのは、主に江戸で得た、独自の情報である。自身の見聞に基づいて、思想的相違から本文に批判を加えている点を確認したい。

『武家諫忍記』では、「氣質ノ善悪」の分明化（二、三歳）、「教アル事」（八歳）、「学初メ」の時期（十歳）といった年齢階梯が想定されている。それは、「人

生レテ十歳ヨリ以後ニハ文学ノ道有事ヲ古人ニ伴ヒ、徳有人ヲ近習ニヲカシメ、行跡少モ不違様ニ語リ可聞」というように、家臣の役割を規定した年齢階梯である。家臣による諫言が強調されている点と合わせて、読者像を窺うことの出来る記述といえるだろう。

## 2 『武家諫忍記』と書写行為

### (1) 刈谷本

本節では第二回個別報告の内容をもとに、『武家諫忍記』諸本の新規評作成について検討する。【表2】は、聖藩本・池田本・刈谷本で大名名表記に異同がみられる事例の一覧である。「大名評判記」では、①冒頭②本文③評④目録などで大名名が記される。【表2】からは、これらの諸本における大名名の異同に、法則性を見出すことが出来ない。冒頭のみ、評の途中から、本文と評に差異がみられる場合というように、個々の事例によつて異なっている。今後、代替わりや受領名、官職の変更があつた時期との関係を検討し、諸本の作成年代を措定したい。

次に、こうした差異が生じた理由を考える。代替わりでない場合では、書物から得たと考えられる司馬温公の事績への言及、大名評価の為の素材の差異が要因となっている。後者は本文自体も異なっているが、評も参照する素材が異なっている点を確認してほしい。

代替わりによるものは、二例である。aは新規に本文が作成されており、その本文を踏まえた新規の評が作成されている。ただし、刈谷本評では「前兩人」の記述とともに論じられている。新規評が作成されているが、内容は独立したものでなく、『武家諫忍記』全体の中に位置付いているのである。一方、fでは先行する『武家諫忍記』に記されていた忠照の本文が転用されている。そして、評も忠照の評が踏襲されている。しかし、単に評が転用されているのではなく、評の後半には「或人曰」以下の文が加えられている。刈谷本が取り上げた忠成からみた伯父を「伯父主水」と記しているように、記述を転用しているが、当該大名の評として適切な表現になるように修正が施されている。

### (2) 情報源

#### ① 池田本

それでは、刈谷本で新規に評が作成される際の情報源はどのようなものだったのだろうか。まず、『武家諫忍記』諸本のなかで、作成時期の中間性が指摘されている池田本との比較を試みる。

聖藩本と異なり、池田本と刈谷本の本文はほぼ一致している。この二者の本文はともに「云」、「云云」といった伝聞の形式で記している場合が多く、両者より時期的に遡る『武家諫忍記』の本文に依拠していると考えられる。

一方、評には池田本と刈谷本の間でも文言が相違している。例えば、池田本の「下民」が、刈谷本では「家臣」となっている。厳密な検討を行つておらず推測の域を出ないが、藩士を対象に記した書物で、彼らのことを「下民」と表現するだろうか。前節では、聖藩本、刈谷本を検討し、『武家諫忍記』が読者として家臣を想定している可能性を指摘した。しかし、池田本の記述を見る限り、大名を対象に君主論を学ぶ為の書物として読まれた可能性も考えられる。今後は、このような語句単位の違いに注目し、諸本の差異と読者層の広がりを考えていきたい。

【表2】からは、全般的に池田本の方が、刈谷本より情報量が多いことがわかる。そして、刈谷本→池田本という影響関係は想定出来ない。

また、先にみた代替わりの事例は、池田本と刈谷本の間も同様である。定期的に池田本が先行し、二大名の代替わりが池田本作成以後に反映されていること、刈谷本で追加された「或人曰」以下の記述は池田本にはみられないことを改めて確認したい。

### ② 引用書物

次に、書物の引用を検討する。本稿では、刈谷本の新規評作成において重要な位置を占めていた書物を取り上げ、それらの聖藩本における引用を検討し、刈谷本評の作成者の思想的特徴を抽出したい。

まず、『三略』について検討する。聖藩本では、刈谷本の引用箇所は引用されていない。

#### 【史料六】【聖】松浦鎮真

良将三略ノ心ニ順テ、節義ノ侍、賢者ヲ能見立テ、禄ヲ与ルニ、時ニ諭シテ時ニ与フレハ、士卒ヲ励シ、必敵削ラルナリ

引用箇所は異なるが、聖藩本でも『三略』は高い位置づけを与えられている。つまり、刈谷本が『三略』の記述を新たに引用したことは、先行する『武家諫忍記』の内容と齟齬するものではない。『武家諫忍記』の思想を踏まえた、書物の引用と評価することが出来る。

次に、司馬温公の例示を考える。『三略』と異なり、聖藩本には司馬温公への言及が確認できない。これは、刈谷本評の作成者が独自に導き出した事例と考

えられる。

聖藩本で明示された引用書物を一覧にした【表3】からは、巻による引用書物の変化が確認できる。班別報告において、筆者の所属する第一班は、巻による性格の違いを指摘した。本稿では、黒須、綱川が指摘した時期的差異に加え、内容面の違いという点を強調する。また、「師伝」（松平康信）、「師」（水谷勝隆）といった記述も注目点として指摘する。今後、この「師」なる人物を措定することで、聖藩本評者、原本評者像に接近することが出来るだろう。ここでは具体的な人名を挙げることは出来ないが、「師」をとるような人物が聖藩本あるいは原本の評を作成したのである。過去の報告書において、「大名評判記」作成に携わった可能性を探られた林家などではなく、むしろ林家「周辺」のような存在が『武家諫忍記』の評者像として浮かび上がる。

おわり

本稿は個別報告内容の総括に終始し、議論の内容を十分に組み込めず、不十分なものとなっているが、以下に内容をまとめる。

本稿の分析視角は、加筆主体への注目という点にある。加筆、新たな「大名評判記」作成という二通りの可能性がある中で、その一方が選択された理由を考察することが目的だった。第二節で検討した刈谷本の場合、書物や見聞などによる独自の記載がみられたが、それらは先行する『武家諫忍記』の内容に齟齬するものではなかった。諸本の作成者は、『武家諫忍記』という枠内での読み替えを行っていたのである。

一方、別な表題をもつ「大名評判記」の記述は明らかに異質である。『武家勸懲記』における縁戚大名への言及を例に挙げると、『武家諫忍記』よりも言及箇所が格段に多く、「若将」という点から大名評価を留保する本文への批判も少ないという差異が見られる。また、一門大名への言及のあり方が大きく異なっている。『武家勸懲記』では、①養子の可能性②政事の後見（奥平平氏）③合力のあて（立花直茂）といった観点から言及がなされており、一門、「主従合体」（松平綱利）での「一家」相続が理想視されている。『武家諫忍記』東北大附属図書館本のように、後年に至っても、データを加筆した写本が作られている。思想的差異が無ければ、必ずしも新規「大名評判記」を作成する必要は無いのである。

それでは、『武家諫忍記』の思想とはどのようなものだろうか。本稿では断片的な検討を行ったに過ぎないが、徳川家への功という視点、一門という視点

が弱い点を指摘できる。「大名家」の捉え方から、「大名評判記」の質の差異を窺うことが出来るのではないだろうか。

最後に、読者像について言及する。「コノ書ヲ見人考へ給」（加…6松平定重）、「心有人是等之評聊諫ノ為ニモナランヤ」（共…9加藤泰真）といった記述にあるように、『武家諫忍記』は「心サシ有人」が「考へ」る為の書物として作成されている。大名を教育し、「徳有人ヲ近習ニヲカシメ行跡少モ不違様ニ語」（刈…有馬頼利）り聞かせることの出来る立場という点、家老、上層藩士層が考えられる。元来、彼らこそが『武家諫忍記』の思想を伝える対象だったのではないか。それが、藩主に君主論を伝える書物として読まれるといったように、作者の意図を越えた様々な読み方がなされていったのではないだろうか。既に指摘されているように、同じ『武家諫忍記』においても異質性がみられる。今後は、これらの異同を網羅的に調べ、『武家諫忍記』の思想の内実を明確化していきたい。

【注】

- (1) 『土芥寇讎記』の基礎的研究（研究代表者若尾政希、二〇〇四年）、『大名評判記』の基礎的研究（同、二〇〇六年）。
- (2) 筆者の昨年度講義第一回報告「百姓一揆と『土芥寇讎記』・『諫懲後正』の関係」も同様の視角に基づくものである。
- (3) 小田『土芥寇讎記』『諫懲後正』の作者・編者像（『大名評判記』の基礎的研究）所収。

【表1】『武家謙忍記』評における縁戚武将等の記載

巻	大名名	言及対象(関係)	本文	評
1	徳川光貞(紀伊)	頼宣(父)	▲	【刈】 頼宣御若壯ノ時分ヲ伝聞ニ如是タリ、然ルニ今其権威有テ徳モ貴キ故、天下ニ善ヲ拳ケ給ヘリ、光貞卿モ其如アラシメン
2	松平忠宗	正宗(父)	×	【刈】 亡父正宗天下ノ善有人也、子トシテ其行跡不違ハ、仁ト云、礼ト云、又孝ト云、徳行二代ニ及フ事アレナルヘシ、善將ト云ツヘシ
3	上杉綱勝【聖】：美勝	松平光隆(前項)	▲	【刈】 光隆ノ行跡ト綱勝ノ行跡違フコトナシ【聖】 凡光隆ノ行跡ヒトシクヌ、故ニ前後ノ行ヲ思慮スルニ…
4	有馬頼利	酒井雅楽頭(◆)	▲	【刈】 豊前ヨリ万方之政ヲ雅楽守エ内通イトカシヨシ【聖】 豊前守万方ノ政事ヲ雅楽守ヘ内通イトカシヨシ
4	松平清良	清匡(父)	◎	【刈】 父清匡ノ時代ヨリノ悪ヲ改テ善行アラハ、是利根ナラスト云ニモ非ス、
6	京極高国	安智(父)	◎	【刈】 父入道ノ行跡ハ評義ニ及ヒカタシ、誠ニ天命ニ背キ、人罰争カ道ルヘキ…【聖】 父入道ノ行跡ハ評義ニ及ヒ難シ、誠天命ニ背ク、人罰イカテノカルヘカラス…
9	加藤泰真	美作守(子)	◎	【共】 今美作守父ノ悪行ヲ諫テモ父不用之、却テ不和ナラハ息胤有
9	脇坂安吉	安元(父)	◎	【※】 ともに本文のみ【父安元ハ天下ノ一ノセシヤウ人ナリト云云
11	板倉重卿	重宗(父)	◎	【刈】 父重宗文才ハツクンニシテ世ノ善レタカシ、マコトニ文之才ニヒトシクンハ、孝トイヒ、其行又善モツトモ可ナリ【聖】 父重宗ノオハツクンニシテ世ノ善アリ、誠ニ父ノオニヒトシクンハ孝行ト云、其行又善最也
12	金森頼直	重頼(父)	◎	【共】 此人道理ヲヨクシレル人ナリ、故ニ父ノ過ヲ改テ自善行トスル…父ノ行跡ヲ改テ道ヲ行ハルトキハ孝…【刈】 のみ【父ニ諫ヲナサスシテ死テ我ト父ノ悪ヲ改メシハ不孝ト云ヘシ自ヘツロウ心アルニヤ
14	西尾忠成【聖】 = 忠照(父)	主水(伯父)	×	【刈】 或人曰、伯父主水天性正路須直ニシテ不奢、常ニ後ヘニ居シテ、臣ト同ク諫メヲナス、臣モ慎テ事々主水ヘ窺テ改道ヲスルト也

▲：『武家謙忍記』自体に項目があり／◎：【刈】【聖】ともに記載あり／×：【刈】【聖】ともに記載なし／【共】：【刈】【加】ともに、ほぼ同内容(引用文は、【刈】)

【参考】『武家勸懲記』評における縁戚武将等の記載(巻之三まで)

巻	大名名	言及対象	評
1	徳川光貞(紀伊)	頼宣(父)	案スルニ、御親父頼宣卿、当光貞卿ノ御年齢ノ時分ニハ、此等ノ御行跡ナリシトカヤ、御老後明哲ノ善レ高ク天下ノ重宝タリト世ニ尊崇セシム、然レハ御父子共ニ同質実性備レリ
2	松平光長	忠直(父)	親父忠直卿今以テ粗世ニ唱フル如ク、究メテ強悪我マハル料タルニ依テ、右本書ニ記ヌカトシ、故ニ其先非ヲ悔ヒテ、若将ノ時分ヨリ慎ミ多ク将意ニ違セラ、ルハ、且ハ母覚高田殿ノ貞心賢質ヲウケテ出生、或ハ孟母三迂ノ道理ヲ以テ教育セラレシ故カ、誠ニ良将ノ善レ有事
2	松平昌親	光通(兄)	舎兄光通仁義発明ノ將ト云ツヘシ…畢竟光通善レノ将タリ、忠節ヲ死後ニ残サル、モノカ、是天下之御ナルヘシ、物ノリツハ好ミ、武用ヲ専ラト嗜マルハ、越前家ノ風葉トシテ、門葉何茂カクノ如シ
2	保科正盛	正之(父)	畢竟父正之卿善レノ良将ナリシカ、其徳風残リ自然ト安静セシムルカ、サレハ正之…
3	松平綱基	正宗(先祖)・忠宗(祖父)・綱宗(父)・宗勝(伯父)	先祖正宗武名ヲ天下ニ顯シ、前ニ臨テ義ヲ立、御当家忠功之人列ニ入テ、御勳賞他ニ異ニシテ、奥州之太守ト成、祖父忠宗モ仁礼厚ク、善将ノ名高カリシニ、父綱宗血氣ノ勇将タル故、行跡不宜ニ兼シテ、伯父宗勝ノ邪氣横逸ニ、誰レ誰レ誰代徒伝之家臣等是ニ同シテ…当綱基代ニ到リ、宗勝惡逆超過シ、伊達安芸カ忠慎ノ段々、公儀ニ通達セシメ…家臣安芸ハ正宗之末子故豊州ノ息也、一族ト云、長臣ト云、旁以余ヲ混セラリス、彼遺跡ヲ封賞有ヘキ事也
3	細川綱利	忠之(父)・筑前守(子)	今綱利、先祖代々ノ善レヲ継テ、心意行跡共ニ道有事、誠ニ善將ト云シ
3	松平光久	忠之(父)・筑前守(子)	父忠之血氣ノ勇将ニシテ、行跡不宜故、国家不穩、武将栗山大膳ト云者、倉鉢十大夫ト云傍輩ト權威ヲ争ヒ…是等ノ事ヲ考ヘ、今光ノ(マヤ) 慎ミツカク、法ヲ不背、自然ト善レヲ拳ラルハ、ノミ非ヌ、公儀之御称美重シ、誠ニ忠孝備備セル主将タリ、及ヒ聞、嫡子筑前守懲訓セラル、故有トカヤ、委細不及記、光之淳直ナルニ依テ、強諫之事尤モナリトイヘトモ、只穩順ヲ以テ看テラタキ事也

【表2】聖藩本一刈谷本における人名名の変更（受領名は除く）

巻	聖藩本	池田本	刈谷本
3 a	<p>松平土佐守藤原忠義 忠義文道ヲ不学、血氣ノ男有、馬ヲ好、美児ヲ愛、酒ヲ好、世見ノツトメヲ不好 愚評曰、凡一国一郡ノ主將タル人ノ行ニハ不覺ト云ヘシ、主將ノ好ムトコロニ万民是ヲ好ト云云、教法曰上二道有時ハ下是ヲ学トナリ、此主將甚好ムル事大ニ成故ニ、一家是ヲ似セタリ、其益有トコロノ事ヲナスヲサシテ法トモ礼ト云ナリ、必国主等ノ行ハ世ノ常ニシテナリカタクシ、心得可有人々ノ行ニヨツテ其沙汰アルヘキ者ナリ、此將ノコトキハ中ノ將ト云ヘシ、善朝モナシトナリ</p>	<p>松平土佐守藤原忠義 忠義勇有テ、文道ヲシラス、馬ヲスケルコト甚シ、行跡清ク、士民ニ至ラセテ憐愍有テ、慈悲ヲ専ラトス 愚評義曰、勇ニシテ文道ヲ不知トモ、行跡清ク慈悲憐ミヲ専トスル事、將タル人之ツ、シミ少ク欠ル事ナシ、此人モ前人之行跡ニ違フ所ナシ、不学ニシテハ非義ノ行モ有ヘケレトモ、所詮自ラノ行儀曲ナキ則ハ、是等ヲ善將ト云フ</p>	<p>松平土佐守藤原豊昌 豊昌勇有テ、文道ヲ不知、馬ヲスケルコト甚シ、行跡清ク、士民ニ至ラセテ憐愍有テ、慈悲ヲ専ラトス 愚評義曰、勇ニシテ文道ヲ不知トモ、行跡清ク慈悲憐ミヲ専トスルコト積タル人ノ積ニ少シモ欠ルコトナシ、此人モ前人之行跡ニ違フ所ナシ、不学ニシテハ非義ノ行モ有ヘケレトモ、所詮自ラノ行儀曲ナキト云ヘシ、是等ヲ善將ト云也</p>
4 b	<p>有馬松千代源氏 後藤頼利 頼利若年ニシテ行跡不詳、然トモ器量有テ威不慳、万事榮明ナリ、家ノ仕置家臣トシテ是ヲ攻ヌル、同姓豊前守ヨリ酒井雅楽頭へ癡之故ニ、物毎無恙 愚評曰、前後ニ記ス如ク、凡人生レテ十歳ヨリ以後ニハ、文学ノ道有事ヲ古人ニ相トモナヒ、徳有人ヲ近習ニラカシメ、行跡少モ不違様ニ語可聞、幼君タレトモ諸人用則有威、明君モ人不用則威カカロシ、頼利若年ナレトモ、能道ヲ守、徳其氣ニアラズ事、後年ヲマツテ、アニ譽ノノタルヘシ、豊前守万方ノ政事ヲ雅楽頭へ内通イトカシコシ</p>	<p>有馬松千代源頼利 頼利若年ニシテ行跡不詳、生得才智榮明ナリト云、国家之仕置臣下ニ任、有馬豊前守ヨリ酒井雅楽頭へ癡之、民ヲ不食 愚評義曰、前ニモ記スル如ク、凡如是人生レテ十歳ヨリ事之道ヲ学ヒシルカレハ、既ニ其此等ヒラ可考、家臣佞奸ナク事有テハ、賞罰不正トイヘ共、諸事心安シ、家臣若奸曲アラハ、下民ノクルシ心モトナシ、能々可慎</p>	<p>有馬松千代村上源氏 後号玄蕃頭頼元 松千代若年ニシテ其行跡不詳、然トモ器量有テ威不慳、万事才智榮明成ト云云、国家ノ仕置臣下ニ任ヌ、有馬豊前ヨリ酒井雅楽頭ニ癡之テ、政ニ物毎無恙、最民ヲ不食 愚評義云、前ニモ説ス如ク、凡人生レテ十歳ヨリ以後ニハカシメ、行跡少モ不違様ニ語リ可聞、幼君タレ共諸人用則有威、明君モ人不用則威輕シ、松千代若年ナレ共ヨク道ヲ守徳其氣ニアラズ事、後年ヲマツテ、アニ譽ノノタルヘシ、豊前守万方ノ政ヲ雅楽頭ニ内通イトカシコシ、家臣若佞奸邪曲アラハ家臣ノ苦シ心モトナシ、ヨク可慎々々</p>
9 c	<p>松平周防守源康政 康政次文学ヲ不学、武法ヲ用、行跡柔和ニシテ不修、民ヲ憐、但和歌ヲ好ム、近年病氣故世間ノ勤ヲ怠ルノミ、仕置ヲ岡田政道ス 愚評義曰、凡前後ニ記如ク、主將タル人ノ可行ハ文学ノ道イカンカ、是ヲ学サラトヒ其意誠有共過多カラシ、サレ共此將生得柔和ニシテ不修、静ニ憐フアリトニヤ、然レハ道ヲ不知ト云ニハ非ス、惣テ余ノ主將ノ行跡ヲ見ルニ其品又大ニカカリ、道ヲ知テ其行ニ違ヒアリ、其道未聞シトイヘ共、其徳貴フテ美アリ、人遠慮有トイヘ共近慮ナキ人アリ、又近慮アレ共遠慮ナキ人アリ、内ニ美有共外ニ遠ヒアル人アリ、外ニ徳有共内ニ徳ナカラス、如何其道ヲ知ニヤ、又其道ニ違ニヤ、其美ト不美ト遠近不違ヲ以善トスヘシ</p>	<p>松平周防守源康次 康次文武ヲ好ミ武法ヲ用ヒ、行跡柔和ニシテ不修、民ヲ憐ム、病氣故世間之勤ヲ怠ルノミ也 愚評義曰、凡人主之本トスヘシ、文武之サタラハ非ラトスルハ故也、惣而康次ハ外見ニ榮明ト云ニハ非ス、心意ニ利口有故也、故ニ進テ譽有テ、外ノ勤ヲ仁政ヲ民ニ及ホシ、内ニツ、シミ有テ、外ノ勤ヲ専ラトセサルハ故ナリ、案曰美之行トセシ、国都ヲ能治ル將ハ、禽獸ノ集ル所ヲ知ラセシ、ヨククヲラヌル者ハ、不勤シテ国家之善惡ヲ取之事安シ、今康次此コトクク如何ニ外見ニ譽ヲ挙タリトモ、必ス是トハ云ヘカラス、内意ニ慎有テ、国家之政道正シキヲ以、善之第一トスヘシ、三略曰、下者務耕桑不奪其時薄賦斂不「下」其「良方」罕理役不使其勞則富而家娛、此心ヲ以行故ナルヘシ</p>	<p>松平周防守源康次 康次文学ヲ好ミ、武ヲ世間之勤メラマラシムルノミ也、民ヲ憐ム、病氣ノ本トスヘシ、文武ノ沙汰ヲ専トスルハ故ナリ、総而康次ハ外見ニ榮明ト云ニハ非ス、心意ニ利根有テ仁政ヲ民ニ及ホシ、内ニ慎ノ行トセシ、国都ヲ能治ル將ハ、禽獸ノ集ル所ヲ知ラセシ、ヨククヲ能治ル者ハ、不勤シテ国家ノ善惡ヲ悟ル、今康次如此イカ程外見ニ譽タリトモ必ス事安シ、ヘカラス、内意ニ慎有テ国家政道正シキヲ以テ善ノ第一トスヘシ、三略曰、下者務耕桑不使其勞則富而家娛、此心ヲ以テ行故ナルヘシ</p>
9 d	<p>京極百助近江源氏 佐々木 百助幼少ナレハ何ノ差別ナシ、然レ共榮明勝レタリ、長年ヲ可待</p>	<p>京極百助源氏 佐々木 百助幼年ナレハ何之差別ナシ、然トモ榮明勝レタリ、長年ヲ可待</p>	<p>京極百助源氏 後号備中高豊 百助幼少故何之差別モナシ、然レトモ才智スルレタリ、後年ヲマツヘシ</p>
12e	<p>九鬼孫次郎藤原 後号隆昌</p>	<p>九鬼孫次郎藤原隆昌</p>	<p>九鬼孫次郎藤原隆昌 後号長門守</p>

<p>12g</p>	<p>諫訪因幡守源忠恒 忠恒文武ヲ学、医学ヲ甚好、或又手跡ヲ専ラニ、生行直ニシテ寛々トシテ民家不奪、憐フカシ、世ニホレモ又ソシリモナシ、仕置ヨシ、家ノ子多、渡侍ナシ 愚評曰、凡道ヲ学ト云ニ其品多シ、前ニモ多記ヌコトシ、其意誠ニシ、其心誠ニ外物ニラ、ハレ、又棟ニ理ヲ明、則行ニヌコシモ邪佞ノ分モナク、能法ヲ正シ、是ヲサシテ道ノ正シキ人トハ云ナルヘシ、世ニ嘲モ非モナカラソコソ、目出度トニヤ</p>	<p>隆昌未若年タルニ依テ何之差別モナシ、生得ハ利根發明ニシテ、凡人之生ニ依テ十歳之翁トナラシ、百歳之童子トテ十歳ニテモ人ニヌクレ、又若シテモ愚ニ拙世ニ多、司馬溫公幼キ時、朋友シテムレニ誤テ、大キ成水壺ニ落入テ既ニ危シ、余一人留テハマトロキサワキテ、其所退參ス、温公一人留テ、其水壺ニ非ス、生得發明ナル故成ヘシ、其理ヲ兼テテ五歳ヲテハ、酒掃應對進退ノ節ヲ射御書数ノ理ヲ教テ、同シクハ如是ルハ本也、武ヲ前ニシテ、若キ氣ヲ盛ニシテ、柔和ヲ捨テヤヤラシ</p>	<p>隆昌イマツメイ一ノ生ニ依テ十歳之翁トナラシ、亦百歳ノ童子トテ十歳ニテモ人ニヌクレタル有、老シテモ愚ニ拙チキ人ニ多シ、司馬溫公イトケテナキトキ朋友ノタワムレニ、伴ノ童子アヤアチテ大キナル水壺ニ落入テ、ヌテニアヤクシ、余ノ童子ヲトロキテ其所ヲ去、温公一人留テ石瓦ヲ以テ其水壺ヲ打テ、去、温公一人留テ石瓦ヲ以テヒシテハ酒掃應對進退ノ節ヲ射御書数ノ理ヲ教テ、武ヲ後ニヌルハ本也、武ヲ前ニシテ、血氣ヲ盛ニシテ柔和ヲ又テシテヤヤラシ</p>
<p>14f</p>	<p>西尾丹後守源忠照 忠照未幼年ナレハ何ノ唱セナシ、臣下トシテ家民ヲ治ル事最ヨシ 愚評義曰、未幼年ナレハ何ノ差別ナシ、臣下トシテ国家ノ仕置ヲスルトイヘトモ違フ事ナシ、然レハ忠義臣ト見ヘタリ、私欲忿邪曲著ヲハナシテ能慎ミ美ヲ展シ、憐ミヲ専ラトシテ柔剛之ニツクサシハサシテ思慮ヲ以テ治ル時ハ、綏ヘ君之善行少クトモ臣下ノ勤メ働キニ依テ君善行ト可成事世ニ多シ、臣ハ水君ハ船ト世話ノ理ヲ以テ可知ナリ</p>	<p>西尾丹後守源忠照 忠照未幼年ナレハ何ノ唱セナシ、臣下トシテ家民ヲ治ル、最吉 愚評義曰、未幼年ナレハ何ノ差別ナシ、臣トシテ国家ノ仕置ヲスルト云トモ、違フ事ナシ、ナレテ能慎ミ、実ヲ尽シ、憐ミヲ専ラトシテ、柔剛之ニツクサシハサシテ、思慮ヲ以テ治ル時ハ、君之善行少ク共、臣下之勤メ働キニ依テ、君善行ト可成事世ニ多シ、臣ハ水君ハ船ト世話ノ理ヲ以テ可知也</p>	<p>西尾右京源氏 後号隠岐守忠成 右京未幼年ナレハ何ノ唱セナシ、臣トシテ家民ヲ治ル最吉 愚評義云、未幼年ナレハ何之差別ナシ、臣トシテ国家ノ仕置ヲスルトイヘトモ違フ事ナシ、然レハ忠義之臣ト見タリ、私欲忿邪曲著ヲハナシテヨク慎ミ、実ヲツククシ、憐ミヲ専ラトシテ柔剛之ニツクサシハサシテ思慮ヲ以テ治ルトキハ、綏ヘ君ノ善行ト可成事世ニ多シ、臣ハ本君ハ船ト世話ノ理ヲ以テシテ、或人曰、伯父主水天性正路須直ニシテ不奢、常ニ後ヘニ居シテ、臣ト同ク練メラナス、臣トモ慎テ事々主水ヘ竊テ政道ヲスルト也</p>

【表3】聖藩本に明示された書物からの引用

書名	引用文
三略	<p>&lt;⑧松浦鎮真&gt;：用兵要在宗礼重禄礼崇則智士至禄重則義士輕死故禄賢不愛財將功不驗時期下カ并敵国將之用心所ナリ…良將三略ノ心ニ順テ、節義ノ侍、賢者ヲ能見立テ、禄ヲ与ルニ、時ニ輸テ時ニ与テレハ、士卒ヲ励シ、必敵削ラルナリ</p> <p>&lt;⑨相馬勝胤&gt;：夫主將之法務擢英雄之心ト云云、英雄ノ心ハ智謀武勇アリヲ云ナリ</p> <p>&lt;⑩淺野長直&gt;：將無慮則謀士去無勇則吏士恐將…</p>
「兵法」	<p>&lt;⑤酒井忠清&gt;：兵法ニ当ル時ハ一ヲ實シテ万士悅フト云云</p> <p>&lt;⑥松平忠国&gt;：兵法ニモ專權ヲ用ルト云ヘル</p> <p>&lt;⑦岡部宮勝&gt;：人主治国安民之道ヲ可学、是則文武ニツ之道也、</p> <p>&lt;教法&gt;：能戰モノハ死スニクルモノハ生</p> <p>&lt;教法&gt;：非義礼トキハ不戰</p>
管子	<p>&lt;④森長綱&gt;：猛毅之君不免テ外難懦弱之君不免テ内乱タケク荒君ハ臣恐レ從フトイヘトモ、法度綱キ故、遠国ハ必背ク、亦和ヲカニ過タル君ハ内乱トヘ男女犯シ所ヨリミダレテ危事アルヘシ</p>
呉子	<p>&lt;③松平光之&gt;：大惣文武者軍ノ將也、兼剛柔者兵之事也</p>
孫子	<p>&lt;⑤立花直茂&gt;：始計之篇第一曰道、二曰天、三曰地、四曰將、五曰法、是ヲ五事ト云</p>
「孔子」	<p>&lt;⑧松平忠国&gt;：季康子問政於孔子曰殺無道以就有道何如、孔子对曰子為政…</p>
論語	<p>&lt;⑨脇坂安吉&gt;：君子恥其言而不過行</p> <p>&lt;⑩戸川正安&gt;：子辰問泰寛々信敏恵</p>
大学	<p>&lt;⑥安藤重貞&gt;：一家之仁一国…</p> <p>&lt;⑬松平恒元&gt;：不在恚視不見聽不聞食而不知其味</p>
孝經	<p>&lt;⑥南部重直&gt;：居上不驕高而不危</p> <p>&lt;⑨安藤重貞&gt;：立身行道揚名於後世顯父母孝ノ終也</p> <p>&lt;⑫金森頼直&gt;：父有争子則八身不滔於不義</p> <p>&lt;教法&gt;：夫孝始於事親中於事君終立身</p>
孟子	<p>&lt;⑧松平光重&gt;：以使道使民雖勞不怒以生道殺民雖死不怒殺者</p> <p>&lt;⑩堀直吉&gt;：意王ニ宣事如是多道ナラス武ハ不宜</p> <p>&lt;⑩水野忠喜&gt;：無君子莫治野人莫…</p> <p>&lt;教法&gt;：仁者無不愛也急親賢ノ為務</p> <p>&lt;教法&gt;：惠王ニ答曰、戰ヲ不学トテ国ヲ歩是シラスニ非ス</p>
荀子	<p>&lt;⑥永井尚政&gt;：君ハ舟臣ハ水也…</p> <p>&lt;教法&gt;：君ハ舟也、庶人ハ水也、</p> <p>&lt;※⑭西尾忠照&gt;：臣ハ水君ハ船ト世語ノ理</p>
老子	<p>&lt;⑦松平信繼&gt;：治大國如尊小鮮…</p>
莊子	<p>&lt;⑭小出吉親&gt;：若人作不善得顯名人不善天必誅之種ハ凡得凡種豆得豆天…</p>
礼記	<p>&lt;⑩高力隆信&gt;：博ク聞強ク識而謙教善行而不怠謂之君子</p>
楚書	<p>&lt;⑫内藤忠種&gt;：楚國以為室惟善以為室ト云云</p>
漢書	<p>&lt;⑩淺野長治&gt;：國ノ所以治者君明也</p>
道經	<p>&lt;⑭遠藤常季&gt;：用誠似愚用…</p>
曲礼	<p>&lt;⑨加藤泰貞&gt;：三度誦テ不聽則ハ号泣シテ隨之ト云ヘリ</p>

※：「世話」として表記